JAリフォームロ・

適用期間:2025年10月1日 > 2025年12月31日

変動金利

【店頭金利2.875%】

年1.200%

完済まで金利見直し時点の 店頭表示金利より 年▲1.675%

10年固定金利

【店頭金利4.500%】

年**2.10**%

固定期間終了後、 その時点の「店頭表示金利」から 年▲1.675%

5年固定金利

【店頭金利4.150%】

年1.95%

固定期間終了後、 その時点の「店頭表示金利」から 年▲1.675%

3年固定金利 【店頭金利3.950%】 年**1.90**%

固定期間終了後、 年▲1.675%

※いずれの金利も保証料は含んでおりません。

【金利軽減条件】

当JAにて以下の①~⑥のお取引のうち**3項目以上**をご利用中または今後ご利用いただけるお客様

- ① JAバンクアプリ + J A ネットバンクのご登録
- ② 給与振込(5万円以上) または 販売代金入金 (給与振込は他行定時自動送金含む)
- ③ JAカードのご契約
- ④ 当 J A の住宅ローンご利用者

- ⑤ 公共料金 (電気・ガス・水道・電話・NHK) の口座振替のうち1つ以上 (JAカードクレジット払いも可)
- ⑥ その他JA所定の条件



新車や中古車の購入をはじめ、 修理・車検などにも使える!



お使い道さえ決まっていれば 様々な用途に使える!

JA山梨みらい



幅広い教育資金に使える!



様々な用途に自由に使える! 借入枠の範囲で何度でも使える!









- ●ご融資時に適用となる金利は、お申込み時点の金利ではなく、ご融資実行時の金利が適用となります。
- ●適用金利は金融情勢等の変化により見直しをさせていただく場合があります。
- ●ローン商品の詳しい内容については、店頭に説明書をご用意しております。また、店頭にて返済額の試算を承っております。

055-288-0621 (竜王支店、昭和支店、山城支店、アルプス通り支店) 市川支店 055-272-1211 青柳支店 0556-22-5115 栄支店 0556-64-3161

お問合せ、デ相談は

しわ向って こ 仁訳は			
JA	店舗		
担当:	TEL:		

JAリフォームローン (商品概要) 2025年10月1日現在							
	基金協会保証型	KHL保証型	ジャックス保証型	二二ス保証型			
ご利用 いただける 方	○お借入時の年齢が満18歳以上66 歳未満かつ、最終償還時の年齢が満 80歳未満の方。 ○前年度税込年収200万円以上の 方 ○勤続3年以上の方	○お借入時の年齢が満18歳以上66 歳未満かつ、最終償還時の年齢が満 80歳未満の方 ○前年度税込年収150万円以上の 方	○お借入時の年齢が満18歳以上であ り、最終償還時の年齢が満80歳未満 の方 ○安定継続した収入のある方	○お借入時の年齢が満18歳以上75 歳未満かつ、最終償還時の年齢が満 80歳未満の方 ○安定継続した収入のある方			
お使い みち	○既存住宅の増改築・改装・補修資金、その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金、空き家解体資金 (空き家解体資金の対象物件は、当 J Aが所在を確認できる範囲内のものとします) ○現在、他金融機関からの借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。	○既存住宅の増改築・改装・補修資金、その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金 ○他金融機関等から借入中の住宅ローン(お借入後3年以上経過していること)およびリフォームローンの借換資金 ○住宅の新築、新築・中古住宅の購入資金(土地付住宅・分譲マンション含む)、現在居住中の住宅の隣接地および底地の購入資金 ○空き家解体資金(ご本人またはご家族が所有する建物であり、事業専用で使用していた建物ではないこと)	○既存住宅の増改築・設備機器購入 資金 ○他行からお借入のリフォームローンの 借換資金 ○住宅の増改築、他行からお借入のリフォームローンの借換と同時の家電・家 具等の買替資金 ○10kw以上50kw未満の産業用太 陽光発電システム購入資金 ○空き家解体のための資金	○既存住宅の増改築・改装・補修を目的とする資金、住宅関連設備等の設置等を目的とする資金。 ○他金融機関・信販会社等の住宅 ローンおよびリフォームローンの借換を目的とする資金 ○空き家解体を目的とする資金			
お借入 金額	10万円以上1,500万円以内(1万円単位) 円単位) ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。	10万円以上2,000万円以内(1万円単位) 円単位) ただし、空き家解体資金の場合は、 500万円以内とします。	10万円以上1,500万円以内(農業 所得者を除く自営業者の場合は 1,000万円以内) 但し、太陽光発電システム購入資金は 2,000万円以内(1万円単位) 空き家解体のための資金は500万円 以内(1万円単位)	10万円以上1,500万円以内 ※住宅資金借換を目的とする場合 2,000万円以内(1万円単位) ※空き家解体を目的とする場合500万 円以内(1万円単位)			
ご返済 方法	元利均等返済	记利均等返済					
お借入 利率	【変動金利型】 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定変動選択型】 固定金利を選択された期間中(3年・5年・10年)のお借入利率は変動しません。お申し出により固定金利特約期間終了時に、再度、その時点でのJA所定の固定金利または変動金利の特約を設定することができます。お申出がない場合は、「変動金利型」に切り替えとなります。						
保証料	○一括払い・分割払いのいずれかよりご 選択いただけます。 ①一括払い 年0.37% ②分割払い 年0.38%	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 年0.4%~年0.8%	分割払い年0.8%	分割払い年0.8%			
お借入 期間	1年以上20年以内とします ※リフォームローンの借換の場合、借入 期間は現在お借入中のリフォーム資金 の残存期間内とします ※空き家解体資金の場合、借入期間 は1年以上10年以内とします	6ヶ月以上20年以内とします ※空き家解体資金の場合は、10 年以内とします	6ヶ月以上20年以内とします	1年以上15年以内とします。 ※住宅資金借換を含む場合は、20年以内とします。なお、住宅ローンの借換のみの場合は、借入中の残存期間に3年を加算した期間を上限とします。 ※空き家解体を目的とする場合は、10年以内とします。			
担保	不要です						
団体 信用命 生済等	○借入期間が10年を超える場合は、当 J A 所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。また、借入期間が10年以内の場合についても、ご希望によりご加入いただけます。選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 ○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に年0.5%の利率が加算されます。	○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。なお、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表の加算利率分高くなります。 ○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に年0.5%の利率が加算されます。	○お借入金額が500万円を超える場合のみ、当JA所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。なお、貸付金額が500万円以内、目つ、融資期間が15年以内の場合は、団体信用生命共済への加入は任意(加入できない方を含む)とします。選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表の加資利率分高くなります。その他の場合もご希望により団体信用生命共済にご加入いただけます。 ○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。 ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に年0.5%の利率が加算されます。	○住宅資金借換の場合のみ、当JA所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表の加算利率分高くなります。その他の場合もご希望により団体信用生命共済にご加入いただけます。 ○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に年0.5%の利率が加算されます。			
	団体信用生命共済	加算利率	団体信用生命共済		加算利率		
	団体信用生命共済(特約なし) (借入期間が10年以内の場合も同様)	年0.2%	団体信用生命共済(連生)		年0.3%		
	長期継続入院特約付団体信用生命共活	斉 年0.4%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生) 年0.4%		年0.4%		
	三大疾病保障特約付団体信用生命共活	斉 年0.3%					
その他	○繰上返済を行う場合や返済条件を変更される場合は、当JAおよび保証機関に対して所定の事務手数料が必要となります。 ○印紙税が別途必要となります。						

※本ローンをご利用いただける方は、JA所定の資格・要件を満たす方に限らせていただきます。

なる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

留意点

※本ローン商品の詳しい内容につきましては、店頭に説明書をご用意しております。また、店頭にて返済額の試算を承っております。

○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象と

※審査の結果によっては、本ローン利用のご希望に沿えない場合がございますのであらかじめご了承ください。